

請願文書表

受理番号	請願第2号
受理年月日	平成24年5月24日
請願者 氏名（法人の代表者の氏名）	秦 眞治 山本 勇作 長谷川 龍一 原田 薫 田中 榮太郎 林 克 藤下 茂昭 小島 進
請願件名	野洲市議会議員定数の削減に関する請願書
請願要旨	現行20人の野洲市議会議員の定数については、県内や同一圏内他市の標準と比較すると相当過剰と思われます。適正化を進めるために2議席を削減されるよう求めます。
紹介議員	立入 三千男、河野 司、梶山 幾世
付託委員会	議会改革特別委員会

請 願 内 容

1. 請願の趣旨

現行 20 の野洲市議会議員の定数については、県内や同一圏内他市の標準と比較すると相当過剰と思われま。適正化を進めるために、2 議席を削減されるよう求めます。

2. 請願の理由等

野洲市議会の議員定数は、合併による在任特例適用後初の選挙では 24 でありましたが、平成 18 年 3 月の改正により本則定数の 22 から 2 減され、現行 20 となっています。これは、旧法定上限数 26 の約 77% (減員率約 23%) であり、市土が広大なことから減員率が低くならざるを得ない大津市、甲賀市及び長浜市を含む県下 13 市議会の平均をやや下回る値であるほか、同一圏内の南部 4 市議会の減員率の平均 (30%) を大きく下回る値となっています。また、議員 1 人当たり人口 (H24.4 基準) は 2,541 人と県内 13 市中 12 位と最も少ない部類に属し、全県全体 4,281 人の約 6 割、南部 4 市全体 3,815 人の 7 割にも満たない状況となっています。(下表)

NO.	市名	人口 (24. 4. 1 現在、住基)	旧法 定上 限数	条 例 定 数	減 員 率	順 位	議 員 1 人 当 た り 人 口	順 位	人 口 1 人 当 た り 面 積 (㎡/人)	順 位	一 般 議 員 月 額 報 酬 (円)
1	大津市	340,339	46	38	17.39%	11	8,956	1	1,364	9	570,000
2	彦根市	112,257	34	24	29.41%	4	4,677	3	1,753	7	405,000
3	近江八幡市	81,899	30	24	20.00%	10	3,412	9	2,166	6	350,000
4	草津市	125,057	34	24	29.41%	4	5,211	2	543	13	452,000
5	守山市	78,685	30	22	26.67%	6	3,577	7	708	12	382,000
6	栗東市	65,913	30	18	40.00%	1	3,662	6	800	11	300,000
7	野洲市	50,821	26	20	23.08%	8	2,541	12	1,577	8	350,000
8	湖南市	55,060	30	20	33.33%	2	2,753	11	1,280	10	280,000
9	甲賀市	94,189	30	27	10.00%	13	3,488	8	5,114	4	345,000
10	高島市	53,054	30	20	33.33%	2	2,653	10	13,062	1	310,000
11	東近江市	117,127	34	26	23.53%	7	4,505	4	3,318	5	333,000
12	米原市	40,868	26	20	23.08%	8	2,043	13	6,129	2	250,000
13	長浜市	124,695	34	30	11.76%	12	4,157	5	5,460	3	356,000
県内全体・平均		1,339,964	414	313	24.40%	—	4,281	—	3,329	—	360,231

こういった客観的な指標に基づけば、現在の野洲市議会の議員 (定) 数は相当過剰な状況にあると判断せざるを得ず、ついでには他市にない特別な状況が野洲市にあるということを市民に明確に説明でき、なおかつ、これに市民が納得を示されない限り、次期一般選挙までに、もう一段、定数を見直すべきではないかと考えます。

以下には、我々が承知している削減提案への反対論を取上げて掲げるとともに、それへの対論を述べたいと思います。これによって、この議員定数の削減提案の正当性を示すとともに、議員各位のご判断の参考としていただくようお願いいたします。

- (1) まず第 1 に、民意の反映や市民の市政参画の機会等を削ぐ可能性があるという反対論があります。確かに議員は市民の声の代弁者であり、同時に市政に係る意思決定や行政審査権等の付託を受けた代理人であります。この一点のみに判断の基準を置くならば、議員数は多いほど良いとするこの種の理論も理解できますし、直接制が民主主義の理想形とされている所以とも整合します。しかし今日実際に運用されている議会制民主主義においては、この基準とは別に、

効率性という基準が重要となってきます。これは、既述した議会の権能を遂行するためには最少で何人の議員が必要かということであり、議会・議員という代弁・代理等のシステムが現に多額のコストを要しており、その負担を市民にお願いしている限りは、決してお座なりにしてはならない課題であると考えます。

確たる調査結果は持ち得ていませんが、費用の負担者である市民が、私どものほか今までの者を含む野洲市議会議員の仕事ぶりや野洲市議会の機能をどう評価されているのでしょうか。今、満足又は納得だとする評価をいただいているのでしょうか。真摯に省みてそうとはいえないのではないのでしょうか。このような状況の下で、市民は議員・議会に、議員数の維持や増員を求められているのでしょうか。我々は、市民の多くが求められているものは、議会全体の機能を向上させるために個々の議員がその持ち得る力と時間の限界最大において職責に取り組まれることと同時に、議員数については限界まで少数化することでコストの最大効率化を果たすこと、いわゆる少数精鋭化を果たしてほしいということではないかと考えています。一般の市民は、今、個々の議員が限界最大に職責を果たしているとは思っていません。また、県内・圏内指標を見れば現議員定数が限界少数でないことも明白です。

今市民が求めていることは議会改革であり、基本は議会の活性化です。そしてそのためには先に制定された議会基本条例の実践が求められることに間違いはありません。しかしそのためになぜ議員定数の維持が必要なのでしょう。減員しても活性化は可能、むしろ減員してこそ活性化できると考えることが正論ではないのでしょうか。

- (2) 前項で掲げた事項と関係しますが、議会・議員の高効率化や少額運営を図るのであれば定数を削減するのではなく報酬を下げるべきという意見もあります。しかし我々は、今の野洲市議会議員の報酬等の水準は、今後の議員活動の充実や議会の活性化のためには少なくとも維持されなければならないレベルであると考えています。現在一般議員で月額 35 万円となっていますが、この額以下となれば、他の仕事や資産収入等があるような一部の富裕層、単身者、被扶養者等以外の一般市民が、ある程度の生活設計と政治家としての展望を持って市議会議員に転身することを拒むことになるのではないかと考えます。個々の議員の質的向上を保障・支援し、それと同時に少数化を図り議会を効率化させるためにも、現行の議員報酬は少なくとも維持するべきであります。なお世間にはもっと低い所得で生活する人がいる、と叫ぶ者もありますが、士気の低い議員が数多く存在する市議会を容認する人であるか、行き過ぎたポピュリストに過ぎないと考えます。

- (3) 次に野洲市という自治体の成り立ちにおいて議員定数上考慮すべき点があるとする考え方、つまり合併間もない自治体として、一定の「割り増し」はまだ必要だという意見もあります。確かに、合併直後においては在任特例が設けられ旧町の議員数が合法的に維持された経緯があるほか、市民が納得できる相当の期間については激変緩和措置として一定の割り増しも合理的であると考えられていました。しかし、間もなく合併から 8 年が経過しようとしています。この間まちづくりの基幹計画である総合計画も 2 期目を迎えたほか、平成 22 年度からの集中改革プランでは、野洲市が一つのまちとして合理的にどうあるべきかについても検証されたと視ています。

21 世紀に入り久しい今日、右肩上がりの時代から今や持続的発展の時代へと変遷しています。比較的潤沢に供給された行政サービスを奪い合った時代は終わり、限られた行政資源を共有し分かち合う共生の時代に至ろうとしている今、従来のような地元利益誘導型の議員活動が評価される時代ではなくなっていることも間違いないと考えます。今日の野洲市民が議員・議会に求められるものは、広く市全体の均衡と中長期の未来を見据えながら、かつ地域の個性を活かすセンスに長けた精鋭者が繰り広げる発展的なまちづくり議論ではないのでしょうか。

なお、県内の同類他市と在任特例期間中の議員数に対する削減率を比較したところ、野洲市の 38% に対して同時期に合併を果たした湖南市が 43%、甲賀市 67%、高島市 74% の削減となっており、この指標でも野洲市が目立つこととなっている点は追記せざるを得ないところです。

○ 類似時期合併市の状況

No.	市名	合併町数	合併日	合併時議員数	現条例定数	削減率
1	野洲市	2	平成16年10月1日	32	20	38%
2	湖南市	2	平成16年10月1日	35	20	43%
3	甲賀市	5	平成16年10月1日	82	27	67%
4	高島市	6	平成17年1月1日	77	20	74%

3. 請願審議に係るお願い

市議会の定数削減が前回議論されたのは平成18年3月でありました。それから6年が経過した今、我国の経済や野洲市の財政・市民生活はむしろ厳しさを増したように見受けられます。平成23年3月に予期せずも我国を襲った未曾有の大震災により、国は多額の復興財源の確保を余儀なくされているほか、リーマンショック以降未だに本格的な回復を見せない経済や雇用情勢により、国民・市民の所得は依然と低迷しています。また、本来そういった市民を支えるべき本市の財政運営も円高基調による法人税収の低迷等により厳しい状況が続いています。消費税増税については、今は先行きが極めて不透明であるものの、必要な社会保障対策を考えればいずれ実施されなければならないことに間違いはなく、国民・市民は近い将来大きな負担を背負うこととなると思われまます。またこういった国民負担の強化と引き換えに、2年間の限定的な措置ではありますが国家公務員の給与が削減されることが決定しているほか、地方公務員にもしかるべき対応が求められています。そして、国会議員の定数についても、一票の格差の解消とともに総数削減を求める世論は高まっている状況です。

こういった世相の変化を単純に見るだけでも、来年、野洲市議会だけが形骸的には何も変えずに、7年前に決めた定数のままで選挙を実施されることにどうして市民の容認が得られるのでしょうか。仮にこのままでとなれば、議会基本条例等、昨今の議会改革で折角積み上げてこられた市民からの理解と信頼は脆くも崩壊してしまうのではないかと危惧いたすところです。

議員各位におかれましては、この請願を慎重にご審議いただき、かつ速やかに賢明な判断を下されるよう切にお願いするところです。